

① 食品ロス削減・生ごみ資源化の推進

＜説明＞

「食品ロス削減の推進に向けて」

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課 岩上 功樹

食品ロス削減の推進に向けて

令和8年10月7日
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果



2024（令和6）年度における食品ロスによる

- 経済損失は3.8兆円、国民1人当たり 年間31,097円
- 温室効果ガス排出量は978万t-CO₂、国民1人当たり 年間79kg-CO₂

2024（令和6）年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果

 2024[令和6]年度食品ロス量	 食品ロスによる経済損失の合計 ※2	 食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計 ※3
461万トン	3.8兆円	978万t-co2
国民1人当たり ※1	国民1人当たり ※1	国民1人当たり ※1
37kg/年	31,097円/年	79kg-CO2/年



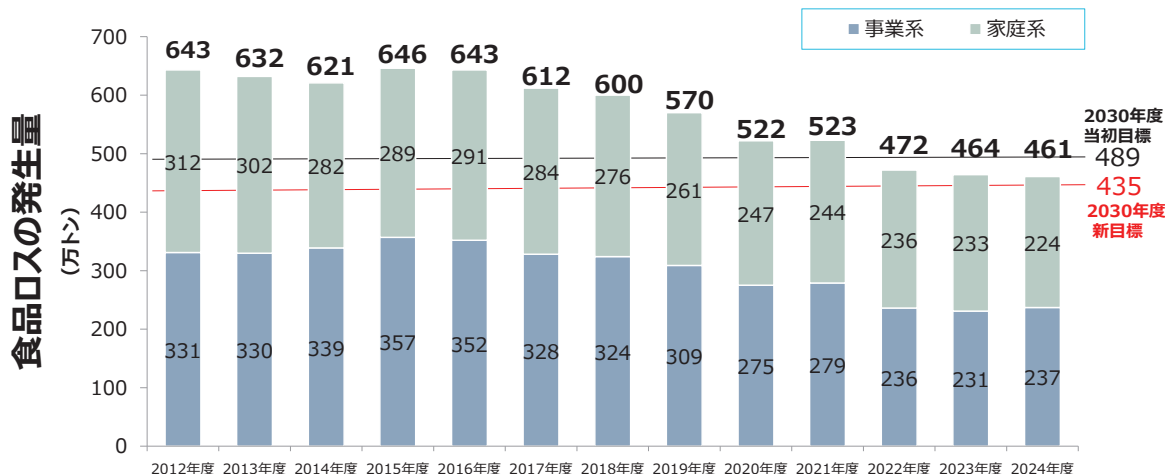
※1 国民1人当たりは総務省「人口推計」（2024年10月1日時点）に対する値。
※2 経済損失は各部門（事業部門・家庭部門）にまたがるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利得が全て家計に裨益するものではない。
※3 温室効果ガス排出量は各部門にまたがるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て家庭からの排出としてカウントされるものではない。

資料とりまとめ：消費者庁

我が国の食品ロスの発生量の推移



- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
 - ✓ 令和6年度は約461万トンと、前年度から約3万トン（約0.6%）減少
 - ✓ 内訳は、事業系が約6万トン（約2.6%）増加、家庭系が約9万トン（約3.9%）減少
 - ✓ 発生量全体では、2030年度当初目標（2000年度比半減）を達成。
 - ✓ 今後、事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。
- ※2024年度時点での削減率：事業系56.7%、家庭系48.3%



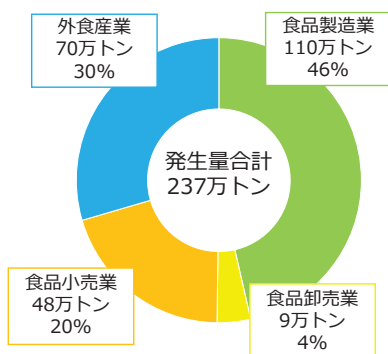
2

発生要因の内訳



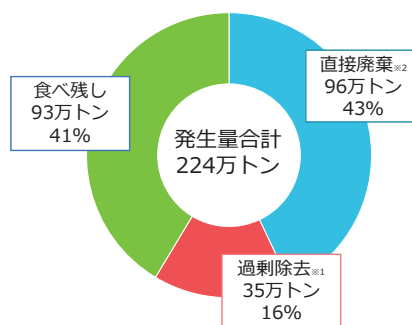
- 我が国の食品ロスは461万トン ※農林水産省・環境省「令和6年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は237万トン、家庭系は224万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



- 製造・卸・小売事業者
 - 製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる
- 外食事業者
 - 作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



- ※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
- ※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

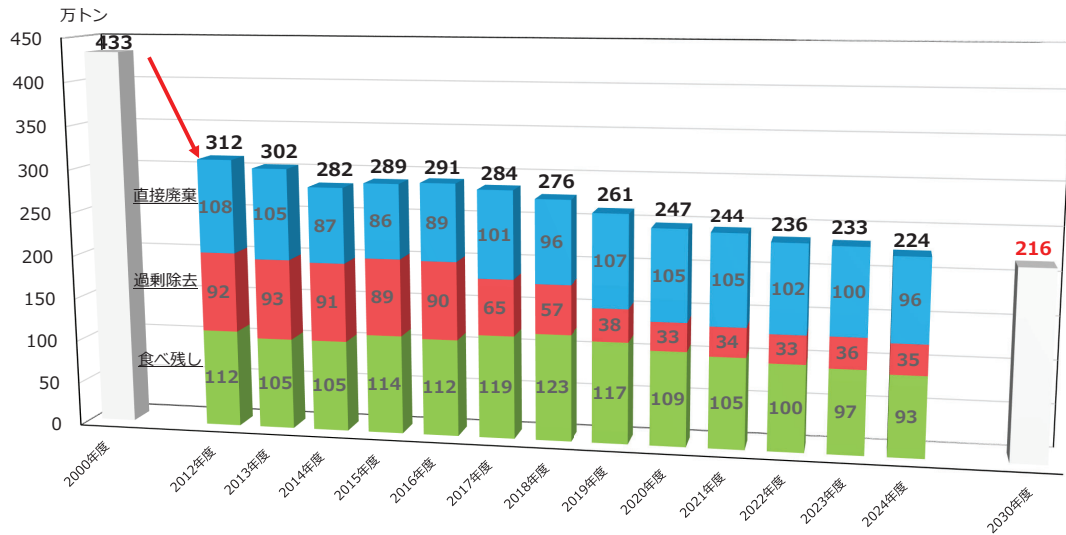
3

家庭系食品ロス量の削減目標と推移

【目標】2000年度(433万トン)比で、2030年度までに半減させる(216万トン)

※2030年度を待たずに早期達成

2012年度以降、全体では減少傾向。近年は全体として減少する中、特に直接廃棄、食べ残しは減少傾向。



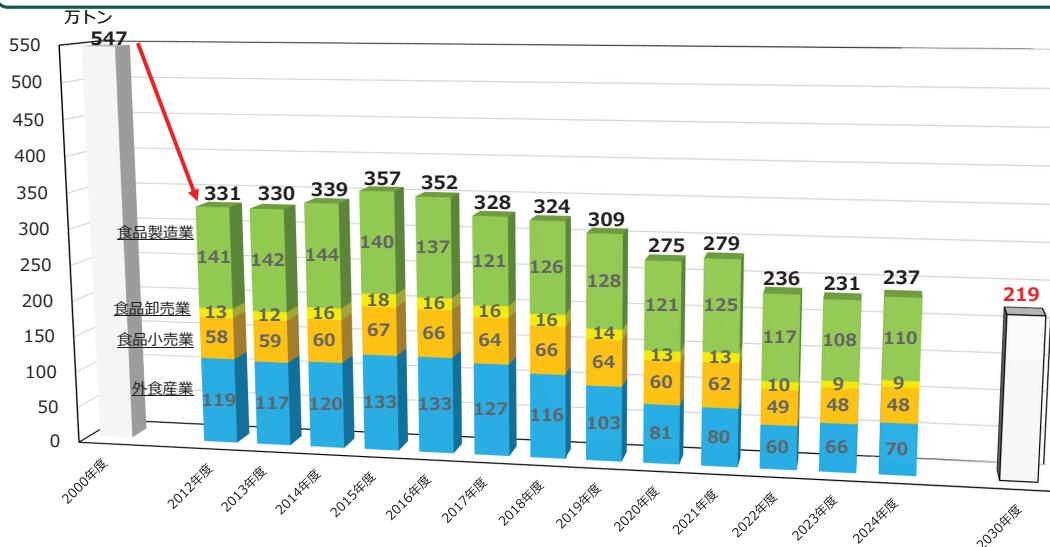
環境省 環境再生・資源循環局にて推計

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

事業系食品ロス量の削減目標と推移

【目標】2000年度(547万トン)比で、2030年度までに60%削減させる(219万トン)

2012年度以降、全体では減少傾向。近年は全体として減少傾向だが、特に外食産業は増加傾向。



農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部にて推計

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

食品ロス量の推計方法

食品ロス量(食べ残し/手つかず廃棄/過剰除去)は、
市町村が行っている組成調査の結果を用いて推計している。

食品廃棄物
(生ごみ)
の分別の様子



【一般家庭のごみ】

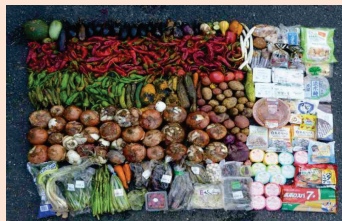
《食べ残しの例》※ご飯など



《調理くずの例》※野菜の皮、卵の殻など



《直接廃棄（手つかず食品）の例》



国の基本方針

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：約7.3兆円
米国(Waste Management)：約3.3兆円
日本(DOWA)：約6,800億円

焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等 約461万トン
プラスチック：
焼却・埋立等 約709万トン（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値

循環経済に関する関係閣僚会議の開催

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 内外の情勢を踏まえ、循環経済への移行を加速すべく、第4回会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

・「循環経済行動計画」を決定。

- ・ 2030年に向け、鉄や永久磁石等について再生材供給目標を設定した「**メタルリサイクル推進戦略**」を推進し、金属やプラスチックの再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）等により官民で約1兆円の投資を目指すなど、再生資源供給サプライチェーンの強靱化を図る。
- ・ このほか、日本をハブとした国際資源循環ネットワークの構築、**地域循環資源の徹底活用による地域活性化**、資源循環分野の国際ルール形成、循環経済の国民運動に取り組む。

過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・ 第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・ 「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・ 内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・ 構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。



第4回関係閣僚会議の様子（首相官邸HP）

- 【構成員等】 議長：内閣官房長官 副議長：経済産業大臣、環境大臣
構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
※ 局長級の幹事会を設置

「循環経済行動計画」概要



1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)	(3) 循環資源の海外流出の抑制 ・不適正スクラップ対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案） ・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）
＜メタルリサイクル推進戦略＞ ・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産品の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について2030年までの再生材供給の目標（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。＜マクロアプローチ＞ 鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保 アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に銅：国内で生産される銅（電解銅）の約3割を、再生資源由来に 永久磁石：国内供給される永久磁石原料の約3割を、リサイクルで ※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。 ・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理＜ミクロアプローチ＞	(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備 ・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせてインセンティブ創出 ・再生材利用製品に係る公共調達への推進 ・消費者受容性検証のための実証 ・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進 ・CEコマース市場拡大のため取組を促進 (5) 社会的課題への対応 ・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備 ・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底と再資源化の促進
(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成 ・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等） (制度的措置を含む) ➢前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成 ➢都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発 ➢資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等） ➢太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等 ・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等 ・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す	2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築 ・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携） ・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援 ・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）
(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化 ・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上） ・再生プラスチック等の供給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進） ・自動車製造業における再生プラスチックの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラスチック集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム）） ・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証 ・AI、ロボットによる作業負担軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成	3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化 ・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援 ・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援 ・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進 ・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進 ・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進 ・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進 4. 資源循環分野の国際ルール形成 ・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組 5. 循環経済を国民運動に ・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進 ・「GREEN×EXPO 2027」の会場で資源循環の取組と情報発信

10

食品ロスの削減の推進に関する法律



＜食品ロスの問題＞ ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及	令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布 10月1日より施行 資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も
前文 ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示 ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記 ➡ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進 するため、本法を制定する旨を宣言	
食品ロスの削減の定義（第2条） まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組	基本的施策（第14条～第19条） ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※ 必要に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ②食品関連事業者等の取組に対する支援 ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条） 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置
責務等（第3条～第7条） 国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力	
食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条） 食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進	
食品ロス削減月間（第9条） 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。	
基本方針等（第11条～第13条） ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定） ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定	

11

食ロス法基本方針（第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針）（令和7年3月25日閣議決定）

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定**。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要**。**事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定**。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

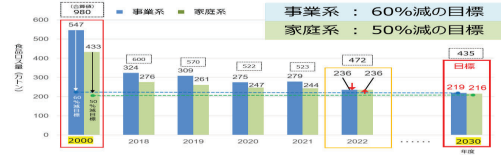
《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減【継続】 ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】
※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



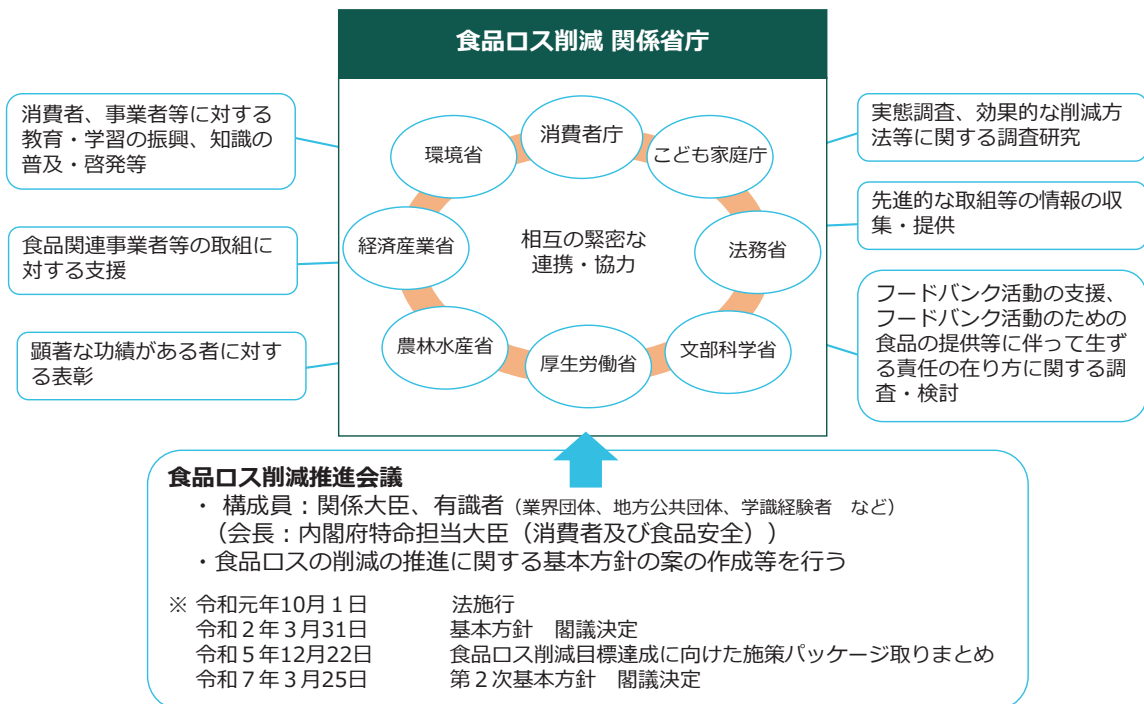
食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※3.表彰、5.情報の収集及び提供（継続）

1. 教育及び学習の振興、普及啓発等	2. 食品関連事業者の取組に対する支援	4. 実態調査及び調査・研究の推進
【新規】 - 食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を「食の環（わ）プロジェクト」として一元的に発信。 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。 - 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及啓発。 - 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。 - 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。 - 未就学児を対象とした食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士や栄養教諭を配置。 - 国際的な組織との連携を通じた先駆的事例の共有により、国際展開を推進。 (食の環ロゴマーク) サポーター育成用教材	【新規】 「食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。 - 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。 - mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。 - 企業における発生抑制等の具体的な取組内容（賞味期限の年月表示化（大括り化））が公表される仕組みの検討。 賞味期限 2025.9.17 → 賞味期限 2025.8 【拡充】 - ICT、DX、AI等の新技術の活用による食品ロス削減、食品寄附促進の取組の推進。 (食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用)	【新規】 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用への検討。 - 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策等の整理、地域の関係主体向け手引きの策定。 【拡充】 - 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の実施。 6. 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等 【新規】 - 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。 - 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。 - 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生じる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指す。 - 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。 フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。 (ガイドライン作成による食品寄附促進)

12

食品ロス削減に向けた政府の体制・取組（概要）



13

食育基本法の一部を改正する法律 概要（令和8年5月27日公布・施行）



一 前文の改正	三 食育推進基本計画等に関する規定の改正
1 「食」をめぐる環境の変化 世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加 2 国民運動としての食育の在り方の明確化 (1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加 (2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加	1 PDCAサイクルによる食育の推進 食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加 2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援 都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加
二 総則の改正	四 基本的施策の改正
1 食料安全保障の確保 食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加 2 関連分野との協働による食育の取組拡大 文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加 3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進 教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加 4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進 食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加 5 食育の推進のための連携 国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加	1 生産者と消費者との交流の促進等の強化 消費者の役割と農林漁業体験活動を追加 2 学校等における食育の強化 栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加 3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進 職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加 4 関連分野との協働による食育推進運動の展開 関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携 5 人材の育成及び確保 食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

（公布日施行）

14

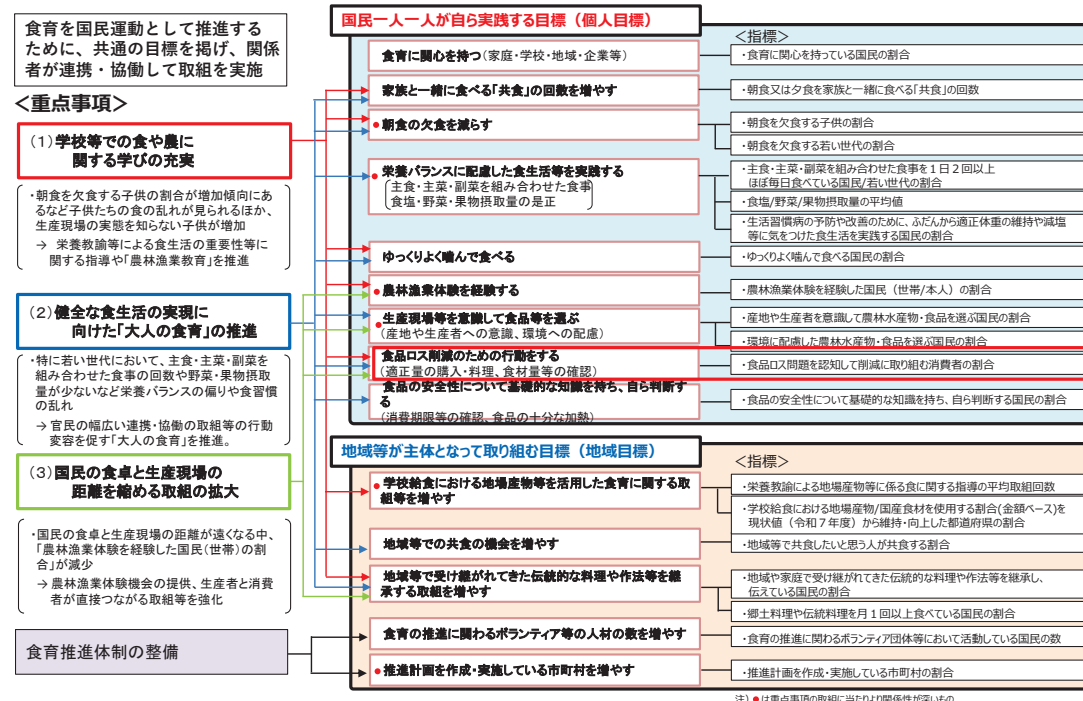
第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値



国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）		現状値 (令和7（2025）年度）	目標値 (令和12（2030）年度）
<指標>			
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合 ・朝食を欠食する若い世代の割合	6.4% 28.2%	5%以下 25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合 ・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	36.1%/23.8% 9.6g/258.7g/78.1g (令和6（2024）年度）	45%以上/30%以上 7g/350g/200g (令和14（2032）年度）
ゆっくりよく噛んで食べる	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減量等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
農林漁業体験を経験する	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合 ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%/45.5% 66.0%	60%以上/50%以上 70%以上
食品ロス削減のための行動をする	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合 ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	57.1% 77.2%	60%以上 80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上
地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）		現状値 (令和7（2025）年度）	目標値 (令和12（2030）年度）
<指標>			
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数 ・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金銭ベース)を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合	月14.1回 —	月15回以上 90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 ・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	48.8% 54.7%	55%以上 60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人 (令和6（2024）年度）	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.8%	100%

15

第5次食育推進基本方針の重点事項と目標・指標の対応関係



環境省の最近の取組（食品ロス）

- ◆ 家庭系の食品ロス削減や食品リサイクル推進に向けて、「消費者の行動変容促進」と「自治体による取組支援」に関する支援を実施。
- ◆ モデル事業等で得られた知見をマニュアル、手引き等に整理し、自治体向け研修会や食品ロスポータルサイト等を通して発信し、取組の横展開を図っている。

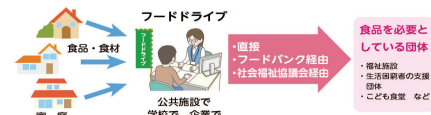
mottECO

- ・mottECO（モッテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進
- ・「mottECO導入の手引き」を令和8年4月公表



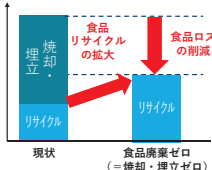
消費者向け手引き

「フードドライブ実施の手引き」などを策定し、実施時のポイント等を周知
※令和8年4月改定



食品廃棄ゼロエリア

- ・食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出する→「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」を令和8年4月公表



自治体等への横展開

- ・令和8年4月に「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を改訂
- ・「地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集」を令和8年4月公表
- ・食品ロスポータルサイトに手引き・マニュアルやモデル事業報告書等を取りまとめて掲載し、自治体等に周知



令和8年度の取組

- ・自治体への組成調査支援による食品ロス削減推進計画策定推進
- ・消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業支援
- ・自治体における食品ロス量や取組等の見える化

等

食品ロス削減目標（2000年度比で2030年度までに） （第2次食品ロス削減推進基本方針より）

- ・家庭系食品ロス **50%減早期達成**
（433万トン → 216万トン）
【2024年度推計224万トン】

令和8年度に実施の各種モデル事業等について

令和7年度補正 家庭系食品ロス発生量等調査支援事業

■事業目的

- 「食品ロスの削減に関する基本的な方針」に基づき、家庭系食品廃棄物及び食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を実施する自治体の支援を行う。
- 市区町村が「食品ロス削減推進計画」を策定及び改定する際の基礎情報として必須であり、また、全国における家庭系食品ロス発生量の推計精度・信頼性を向上させる観点からも極めて重要である。

■事業概要

- 採択予定数：20程度の自治体
- 支援金額：上限80万円（税込）

■採択件数

- 19自治体

令和8年度 mottECO導入伴走支援事業

■事業目的

- 令和8年3月に外食事業者における食べ残しの持ち帰り（mottECO）導入に向けて「mottECO導入の手引き」を策定し、自治体、事業者等による取組の促進を図っているところである。
- 食品関連事業者等のmottECO導入に向けた衛生管理、容器の調達方法、店舗運用、周知方法等に係る伴走支援

■事業概要

- 支援金額：地方公共団体、宿泊業及び飲食サービス業
- 採択予定数：15件

■採択件数

- 15件

令和7年度補正 消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業

■事業目的

- 家庭系の食品ロス削減に効果があると思われる地方公共団体や事業者等の取組を支援し、その成果を広く発信することにより、家庭系食品ロス削減目標の早期達成を目的に実施している。

■事業概要

	部門Ⅰ.先進事例の創出部門	部門Ⅱ.先行事例の普及展開部門
申請対象	事業者や地方公共団体等	事業者や地方公共団体等
支援額上限	1000万円	500万円

- ※両部門支援総額は4,500万円であり、総額内で9件程度採択予定（部門ごとの採択予定件数は設けない）

■採択件数

- 両部門合計：4件

令和7年度補正予算 食品循環資源リサイクル促進モデル事業

■事業目的

- 家庭系の食品ロス削減に効果があると思われる地方公共団体や事業者等の取組を支援し、その成果を広く発信することにより、家庭系食品ロス削減目標の早期達成を目的に実施している。

■事業概要

	部門Ⅰ.先進事例の創出部門	部門Ⅱ.先行事例の普及展開部門
申請対象	地方公共団体及び関連施設	食品関連事業者等
支援額上限	500万円 / 5件程度	

- ※採択件数は両部門の支援総額2,500万円と応募状況等を勘案し決定する

■採択件数

- 両部門合計：7件

令和8年度 食品ロス削減推進表彰について



環境省・消費者庁が行う「食品ロス削減推進表彰」の大臣賞等の受賞予定者が決定（9/7に審査委員会を開催）。今後、受賞者発表、表彰式を予定。

表彰の対象 食品ロスの削減の推進に資する取組を実施している者であって、**地域力の向上、消費者の行動変容の促進等**に効果的かつ波及効果が期待できる優良な取組を実施した者

<取組の例>

mottECO・フードドライブ mottECO（モッテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為）の実践・普及啓発、家庭で余っている食品を集め、フードバンク等の生活困窮者団体に寄附する活動 	地域主体の行動変容 地方公共団体や地域コミュニティ等が地域の関係主体と連携し、地域住民・事業者等の行動変容を促進する活動 
食品ロス削減技術・イノベーション デジタル技術等の新技術を活用して、食品ロスを削減する仕組みづくりや生活者の行動変容を促進する活動 	地方公共団体等の率先行動 地方公共団体等が率先し、地域の特性に応じて、地域住民に対する普及啓発や地域の事業者の取組支援等を行う先進的な活動 

スケジュール

- ・ 5月29日～7月31日 募集
- ・ 9月7日（月） 審査委員会（委員長：小林富雄 日本女子大学家政学部教授）
- ・ 9月29日（火） 受賞者発表（大臣閣議後会見及び報道発表を予定）
- ・ 10月30日（金） 表彰式（食品ロス削減全国大会in栃木県那須塩原市）

20

令和8年度 食品ロス削減推進表彰



環境事務次官賞 株式会社ファミリーマート 「お得」から「助けたい」への行動変容：涙目シールの共感型ロス削減とフリー素材化オープン展開モデル 消費期限が迫った商品への値下げシールを「涙目シール」に変更し、「商品を助ける」という社会的価値を付与することで、値下げ商品の購入率を向上させた取組。導入から1年間で約2,500トンの食品ロス削減を達成。	環境大臣賞 公益財団法人 福岡市学校給食公社 学級閉鎖・一斉休校に伴うフードロス（未利用食材の廃棄）削減！ 市民向けパン販売！ 福岡市内の学校において、学級閉鎖や一斉休校により急遽提供できなくなった学校給食用パンを回収し、市民向けの販売会を行う取組。令和3～7年度に約24.5万個のパンを販売して廃棄を防いだ。	環境事務次官賞 株式会社一の坊 料理人が産地で学ぶ「ソト活」と、注文分だけを調理する「オーダービュッフェ」による食品ロス36%削減 オーダービュッフェの導入により、従来の大皿料理の提供による残食を抑制し、約36%の食品ロス削減を実現。社員研修等に生産者との交流プログラム「ソト活」を導入し、無駄を減らす行動がスタッフに定着した。
審査委員会委員長賞 能美防災株式会社 企業の災害備蓄食品を廃棄から寄付へつなぐ「ストクル+」 企業の災害備蓄食品の入れ替え時に活用できるサービス「ストクル+」により、フードバンク等との寄付先の選定・調整や寄付手続き等を支援することで、企業側の事務負担等を省力化し、廃棄から寄付につなぐ取組。	審査委員会委員長賞 国立大学法人 岡山大学 食品売場の中継画像・割引データのアプリ配信による売れ残り防止の取組「のこり福キャンペーン」 スーパー等の食品売場に設置したカメラ画像およびAI-OCRで取得した割引データをアプリで配信し、割引食品の購入促進による売れ残り防止・食品ロス削減を図るキャンペーンを実施。	
審査委員会特別賞 岐阜県立岐阜農林高等学校 食品科学科 食品乾燥班 段ボールで食品のもったいないを解決！ 段ボール製ソーラーフードドライヤーの開発と普及プロジェクト 学生主体で太陽光で規格外農産物を効率的に乾燥させる段ボール製ソーラーフードドライヤーを開発・普及する取組。	審査委員会特別賞 柚香をもう一度文化にするプロジェクト 完熟柚香レスキューから始まる地域循環型食文化づくり 未利用のままになっていた完熟柚香の活用のため、地域内の完熟柚香の加工品を開発・販売し、未利用農産物の買い取りを通じた食品ロス削減を実現した。	審査委員会特別賞 パナソニック株式会社 「食品を無駄なく使いきる暮らし」を支える冷蔵庫AIカメラの取組み 冷蔵庫に後付け可能なAIカメラと「キッチンポケット」アプリを活用し、家庭内の食品在庫を可視化することで、買い過ぎや重複購入、使い忘れの防止を支援する取組。

21

